

公益財団法人伊勢丹奨学会 大学奨学生志望のしおり

設立趣意

伊勢丹は明治19年創業以来、ひたすら実業を通して事業の発展に努力してまいりましたが、漸次その基礎を固め今日の隆盛をみることができました。この成長発展の背景には国家社会の恩恵に依るものが少くなかったことは申すまでもありません。これら国家社会の恩恵に応えるためにも、また配給機構を担う百貨店として商品とサービスを通し生活文化の向上、消費生活の合理化へ奉仕するという企業の使命からしても、いささかでも国家社会の進運、文化の興隆への役割を果すべきであると考えます。

伊勢丹の前会長二代小菅丹治翁は、幼にして商業に携り、幾多の困難を克服して一意専心商業の振興発展に努力をいたしてまいりました。また事業家としてのみならず国家社会の発展を思い、みずからも信仰を厚くし漢学を修め常に学問の必要性を説いてまいりました。

昭和36年9月翁が逝去するに及び翁の生前の遺徳を顕彰するため、伊勢丹の拠出資金により伊勢丹奨学会が設立されました。

1. 目的及び事業

1) 目的

修学可能な心身で、学力優秀でありながら経済的理由により修学困難な学生に対して奨学金を与え、もって社会に有為の人材を育成するとともに、商業の発展に寄与することを目的とする。

2) 事業

1. 大学生に対する奨学金の給付
2. その他目的を達成するために必要な事業

2. 奨学生の資格

東京大学・一橋大学・横浜国立大学・慶応義塾大学・上智大学・立教大学・早稲田大学の商業、経済及び経営関係学部へ新入学の第一学年生であって、学業人物ともに優秀、修学可能な心身で学資の支弁が困難と認められるものとします。

3. 奨学生の決定及び通知

奨学生は、書類選考及び面接を実施し、奨学生選考委員会の選考を経て理事長が決定したうえで、在学学校長を経由して本人に通知します。面接に不参加の場合は、選考を辞退したものとみなします。

4. 奨学金の額

毎月30,000円を給付します。

5. 奨学金の交付方法

奨学金は、三菱UFJ信託銀行本店に設けた奨学生の預金口座に、毎月分を原則1日（銀行の休日に当たる時は銀行の翌営業日）に振り込みます。

但し、特別の事情があるときはこの限りではありません。

6. 奨学金の交付期間

1. 奨学生に採用されたものは、正規の最短修業期間にわたり奨学金の交付を受けることができます。
2. 転校または退学したときは、奨学金を辞退したものとみなします。
3. 休学または長期にわたって欠席したときは、奨学金の交付を休止します。
4. 留年が続く等、学業または性行などの状況により補導上必要があると認められたときは、奨学金の交付を廃止することがあります。
5. 奨学金の給付規程第14条の一に該当すると認められた時は、奨学金の交付を停止することがあります。

7. 奨学生の義務

1. 奨学生は、毎学年末学業成績表及び生活状況報告書を理事長宛に提出しなければなりません。
2. 奨学生は、奨学金給付規程第10条の一に該当する異動その他があった場合には、連帯保証人と連署のうえ在学学校長を経て、ただちに届出なければなりません。

8. 奨学金の返還

1. 奨学金は、給付を原則としますが、返還を希望するものは返還することができます。
2. 奨学金を返還する場合の期間、金額及び方法については特別の定めはありません。

9. 財団の行事

やむを得ない場合を除き参加してください。

願書記入上の注意

1. 学校備付けの本会所定奨学生願書に記入し、必要書類を添付のうえ各校の担当窓口を通じてご提出下さい。ただし(1)・(2)については、奨学生願書への記入によりこれを兼ねることが出来ます。

学内選考通過者のみ後日提出

(1) 在学する学校長の推薦書

(2) 履歴書

(3) 健康診断書

(4) 在学証明書

(5) 最終卒業学校または最終学年の学業成績証明書

(6) 所得の証明書

給与所得者 …令和2年分給与所得の源泉徴収票の写し

給与所得者以外 …令和2年分所得税の確定申告書の写し(税務署の受付印のあるもの)

受付印がない場合は、市区町村役場発行の所得証明書を添付。

この場合の証明書は、令和元年分のもので構いません。

(7) その他本会が特に提出を求めるもの

2. 願書は、選考上の重要な書類ですから、事実をありのままに、正しく具体的に記入して下さい。書類の内容は選考目的以外に使ったり公表したりすることはありません。記入漏れ等がある場合、選考から除外されることがありますのでご注意ください。

大学受付期限 2021年5月14日(金)必着(窓口提出は17:00まで)
郵送の場合はレターパック等追跡可能な方法で郵送して下さい。

